

職企発 0825 第 2 号

令和 8 年 8 月 25 日

各都道府県労働局職業安定部長

厚生労働省職業安定局

雇用開発企画課長

令和 8 年熊本地震に係る雇用調整助成金特例措置の留意事項について

日頃より雇用調整助成金業務に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、令和 8 年 8 月 25 日付け職発 0825 第 1 号「雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金関係）」により、令和 8 年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例措置（以下「特例措置」という。）について通知したところであるが、特例措置の運用にあたり、業務上の留意事項を下記のとおりとするので、遺漏なきようお願いする。

記

1. 周知広報

本省より、全国社会保険労務士会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、産業雇用安定センターに対し、傘下の機関等に対する特例措置の周知要請を行うこととしている。各都道府県労働局においても、別添などを用いて、都道府県や各市町村、経済団体等に対して特例措置に係る周知の協力依頼や情報提供を行うこと。

2. 迅速支給

特例措置に係る申請のうち不備のない申請については、可能な限り早期に支給できるよう、業務体制の見直し等を行うこと。

3. 被災地域とその他の地域に複数事業所が存在する事業主の取扱い

特例措置では、熊本県に所在する事業所のみについて、残業相殺の規定や、支給日数 30 日到達後教育訓練の実施率により助成率が変わる規定が適用されない。このため、熊本県に所在する事業所とその他の地域の両方に雇用保険適用事業所又は非該当施設がある事業主による申請においては、熊本県に所在する雇用保険適用事業所又は非該当施設に係る申請と、その他の地域の雇用保険適用事業所又は非該当施設に係る申請を明確に区分させる取扱いとなることに留意すること。

4. 計画届の事後提出に係る運用について

特例措置では、令和8年10月27日までに限り、計画届の事後提出を可能としたが、雇用関係助成金ポータルによる雇用調整助成金の申請においては、計画届の決裁、通知が完了するまでの間、支給申請ができない仕様となっており、紙申請のように計画届と支給申請を同時に提出したり、支給申請の提出後に計画届を提出することができない。

このため、雇用関係助成金ポータル上で特例措置に係る計画届の提出があった場合は、決裁ルートの見直しなどにより可能な限り速やかに決裁、通知を完了させること。

なお、休業等に係る計画届の提出が令和8年10月27日間際であったこと等により、本来の期限内に支給申請を提出することが困難と思われる場合は、計画届の決裁、通知後1か月以内であれば本来の申請期限後であっても支給申請を受理するなど、柔軟に運用していただくようお願いする。

5. 計画届と支給申請・決定状況の把握

特例措置の申請状況等を正確に把握するため、以下の処理を行うこと。

(i) 紙申請に係る処理

特例措置では、一定期間計画届の事後提出を認めているものの、計画届の受理状況を即時的に把握する必要がある。このため、特例措置による計画届の提出があった場合には、ハローワークシステム（助成金事務処理）の「雇調金支給関係メニュー」（助成金種別 0008）において、計画届受理時に、計画受付入力備考欄に「KM」（半角大文字）を入力し、計画届受理後速やかにハローワークシステムに登録すること。支給申請書受理時も同様とする。なお、一般助成金メニューは使用不可とする。

(ii) 雇用関係助成金ポータル上の処理

雇用関係助成金ポータルによる支給決定等の処理においては、計画届および支給申請画面の「特例種別」において「特例1」を選択するよう申請者向けに案内しているが、特例措置に係る申請であるにも関わらず「特例種別」が「該当なし」になっている場合は、職権修正により「特例1」に確実に修正し、職権修正コメント機能により当該修正を行った旨を記載の上、決裁等を完了させるようお願いする。

なお、留意事項として、今般の特例では日額上限額の引き上げを行わないため、雇用関係助成金ポータルによる支給決定にあたっては、審査結果の登録画面下部の「雇調金（特例）に該当する。」欄は使用しないこと。

以上